

後期高齢者医療保険料の納付書を郵送します

令和元年度(平成31年度)後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月12日(金)に**保険料額決定通知書**と**納付書**(口座振替の方を除く)を郵送します。納期限までの納付にご協力をお願いします。なお、特別徴収(年金から天引き)の方には、8月に「後期高齢者医療保険料(特別徴収)のお知らせ」を郵送します。

【問い合わせ】住民課保険年金担当(☎282-1711 内線1134・1135)

今年度から制度の持続性を高め、また、世代間の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、保険料の軽減制度が改正されました。

均等割額の軽減割合が見直されました

世帯の総所得金額に応じた軽減後の均等割額については表4のとおりです。収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円以下は120万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

【表4 均等割額が軽減される割合】

平成30年度		令和元年度(平成31年度)	
軽減割合・金額	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額	軽減割合・金額	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額
9割軽減 3,900円	33万円以下の世帯	8割軽減 7,900円	変更なし ※介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の対象となります。詳細は4ページをご参照ください。
8.5割軽減 5,925円	33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)	変更なし	変更なし
5割軽減 1万9,750円	33万円 + (27万5,000円 × 世帯の被保険者数)以下の世帯	変更なし	33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)以下の世帯
2割軽減 3万1,600円	33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)以下の世帯	変更なし	33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)以下の世帯

「会社などの健康保険の被扶養者」であった方の軽減期間が変わります

後期高齢者医療保険制度の加入前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、**加入後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。**すでに被扶養者の軽減適用を受けていて2年を経過している方は、**今年度から軽減が廃止されます。**※世帯の所得が低い方は、上記の均等割額の軽減が優先されます。

納付に関するお願い

▼国保税の納付(支払い)は原則として口座振替です。

平成28年度から口座振替が原則となりました(年金による特別徴収の方を除く)。

▼後期高齢者医療保険料の納付(支払い)も口座振替がおすすめです。

登録がお済みでない方は、銀行のキャッシュカード(暗証番号入力)があれば、役場窓口にて口座振替の申し込みができます。第1期分からの口座振替を希望する方は、**7月19日(金)までに住民課(役場行政棟1階)で手続きをお願いします。**

▼昨年度まで特別徴収(年金天引き)されていた方で、今年度分の納付書(国保税または後期高齢者医療保険料)が届いた場合は、納付書で納めてください。

納期限までに納付できない事情があるときはご相談ください!

